

入学予定者・保護者 各位

明治大学付属明治高等学校・明治中学校
校長 井家上 哲史

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度への加入について（お知らせ）

本校では、在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒の名簿を提出することになっています。

つきましては、**裏面の同意書（URL：二次元コード）から必要事項を入力の上、4月2日（火）から4月8日（月）までに送信**してください。なお、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、2024年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中継続することになります。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの （・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中
- ⑥ 学校の寄宿舍にあるとき 等

2 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定により、国又は地方公共団体から給付等（例えば障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校、保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し疾病にかかり、又は死亡したときには、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

1、2の記載はセンター災害共済給付制度の概要を参考として抜粋したものです。

3 共済掛金（2024年度・年額）

共済掛金（2024年度・年額）は、次のとおりです。次年度以降変更されることがあります。

保護者負担額 中学校 460円（学年費で徴収します）
高等学校 1,707円（学年費で徴収します）

学校負担額 中学校 475円
高等学校 458円

総額 中学校 935円
高等学校 2,165円

以上

【同意書 URL 二次元コード】

<https://forms.office.com/r/ZkHjS1gDji>



クラス・出席番号が必要です。4月2日クラス・出席番号発表以後、入力送信してください。

同意書送信期間：4月2日（火曜日）から4月8日（月曜日）23時59分まで